

# 「湖沼環境保全制度の在り方について」

## 諮問関係資料

湖沼水質保全特別措置法（昭和 5 9 年法律第 6 1 号）の概要	・ ・ ・ ・ 1
湖沼水質保全特別措置法（昭和 5 9 年法律第 6 1 号）の体系	・ ・ ・ ・ 3
湖沼水質保全計画について	・ ・ ・ ・ 4
湖沼水質保全特別措置法に基づく 1 0 指定湖沼位置図	・ ・ ・ ・ 5
指定湖沼 C O D（7 5 % 値）経年変化図	・ ・ ・ ・ 6
総務省「湖沼の水環境の保全に関する政策評価」について	・ ・ ・ ・ 7
湖沼検討会報告書「湖沼環境保全施策の基本的あり方について」	・ ・ 別冊

## 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)の概要

### 1. 目的(第1条)

湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針、湖沼水質保全計画の策定、汚水等を排出する施設に係る規制等の特別措置を講ずることにより、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与。

### 2. 湖沼水質保全基本方針(第2条)

国は湖沼水質保全基本方針を策定(閣議決定要)。

#### 【基本方針の内容】

- ・ 湖沼の水質の保全に関する基本構想
- ・ 湖沼水質保全計画の策定その他指定湖沼の水質の保全のための施策に関する基本的な事項
- ・ その他湖沼の水質の保全に関する重要事項

### 3. 指定湖沼及び指定地域(第3条)

- ・ 環境大臣は、都道府県知事の申出に基づき指定湖沼を指定。
- ・ 都道府県知事は申出に際し、関係市町村長の意見を聴取。
- ・ 環境大臣は閣議決定を経て指定し、官報でその旨を公示。

### 4. 湖沼水質保全計画(第4条)

- ・ 都道府県知事は、基本方針に基づき、5年ごとに湖沼水質保全計画を策定。
- ・ 都道府県知事は、事業実施者・関係市町村長の意見を聴取するとともに、河川管理者・環境大臣に協議。
- ・ 環境大臣は、公害対策会議の議を経て協議に同意。

#### 【湖沼計画の内容】

- ・ 湖沼の水質の保全に関する方針
- ・ 下水道及びし尿処理施設の整備、しゅんせつその他の湖沼の水質の保全に資する事業に関する事
- ・ 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に関する事
- ・ その他湖沼の水質の保全のために必要な措置に関する事

5．負荷量規制等（第7条～第14条）

水質汚濁防止法に基づく濃度規制に加え、新增設の工場・事業場に関する負荷量規制（排水量×濃度）を実施。改善命令及び命令違反に対する罰則適用。

6．指定施設に対する構造・使用規制（第15条～第20条）

排水規制による規制により難しい施設として政令で定めるもの（指定施設）に対し、構造・使用の基準（環境省令に基づき条例で定める。）の遵守を義務付け。改善勧告・改善命令及び命令違反に対する罰則適用。

7．報告及び検査（第21条）

指定施設に対する報告徴収、立入検査。

8．総量削減（第23条）

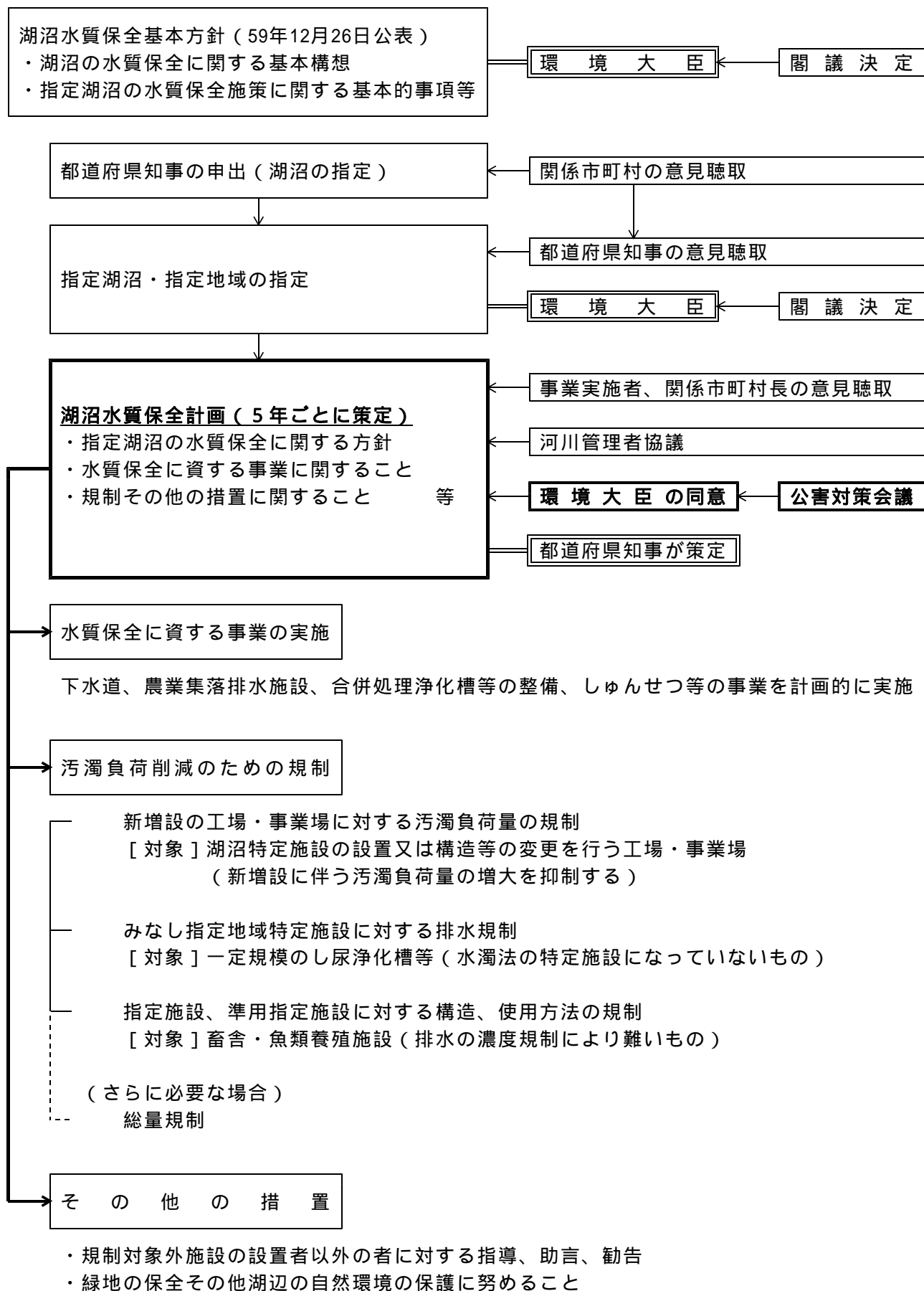
政令で定める指定湖沼について、総量削減（負荷量の総量削減）の適用（水質汚濁防止法に基づく総量削減の規定を準用。）。

9．その他

- ・ 指導等（第24条）
- ・ 湖辺の自然環境の保護（第25条）
- ・ 助言その他の措置（第26条・第27条）
- ・ 関係行政機関の協力等（第28条）
- ・ 研究の推進等（第29条）
- ・ 条例との関係（第32条）

10．罰則（第33条～第38条）

# 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）の体系



# 湖沼水質保全計画について

## 1. 湖沼水質保全計画

- 指定湖沼を対象に、都道府県知事が策定し、環境大臣が同意する法定計画

- ・湖沼水質保全特別措置法に基づき、環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であって、特に水質の保全に関する施策を総合的に講じる必要があると認められるものを指定湖沼として指定。
- ・指定湖沼に係る都道府県知事は、国が定めた湖沼水質保全基本方針(昭和59年策定)に基づいて、5年毎に湖沼水質保全計画を策定し、環境大臣が同意する。

## 2. 湖沼水質保全計画の主な内容

### (1) 水質の保全に関する方針

ア. 水質の保全に関する方針

イ. 計画期間(5年間)

ウ. 計画最終年度の水質目標値(施策を講じない場合、講じた場合)

( 規制基準を定める項目(COD、全窒素、全燐)は指定湖沼ごとに政令で指定)

### (2) 水質の保全に資する事業

ア. 下水道の整備

イ. その他の生活排水処理施設の整備

コミュニティプラントの整備 / 農業集落排水施設の整備 /

合併処理浄化槽等の整備

ウ. 家畜ふん尿処理施設等の整備

エ. 廃棄物処理施設の整備

オ. 湖沼の浄化対策

しゅんせつ等の汚泥対策 / ばっき等 / 浄化用水の導入

水生生物による水質浄化 / 水草の除去等

カ. 流入河川等の浄化対策

河道しゅんせつ / 流入河川等の直接浄化

### (3) 水質の保全のための規制その他の措置

ア. 工場・事業場排水対策

排水規制 / 新增設に伴う汚濁負荷の増大の抑制 / 指導等

イ. 生活排水対策

水濁法に基づく生活排水対策の推進 / 下水道への接続の促進

浄化槽の適正な設置、管理の確保 / 各家庭における生活雑排水対策の推進

ウ. 畜産業に係る汚濁負荷対策

畜舎の管理の適正化 / ふん尿の適正処理の促進

エ. 魚類養殖に係る汚濁負荷対策

オ. 面源負荷対策

農業地域対策 / 都市地域対策 / 自然地域対策

カ. 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

### (4) その他水質保全のために必要な措置に関すること

ア. 公共用水域の水質の監視

イ. 調査研究の推進

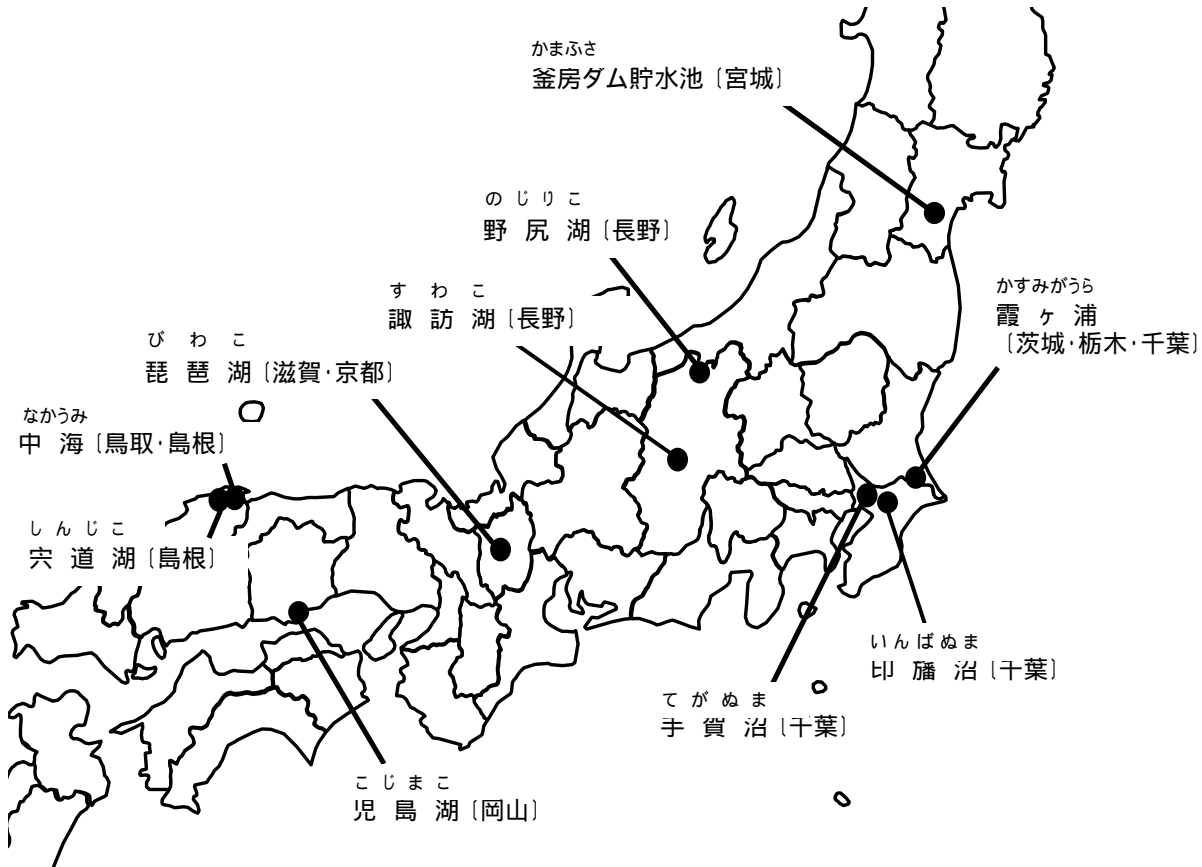
ウ. 地域住民等の協力の確保等

エ. 関係地域計画との整合

オ. 事業者等に対する助成

カ. その他

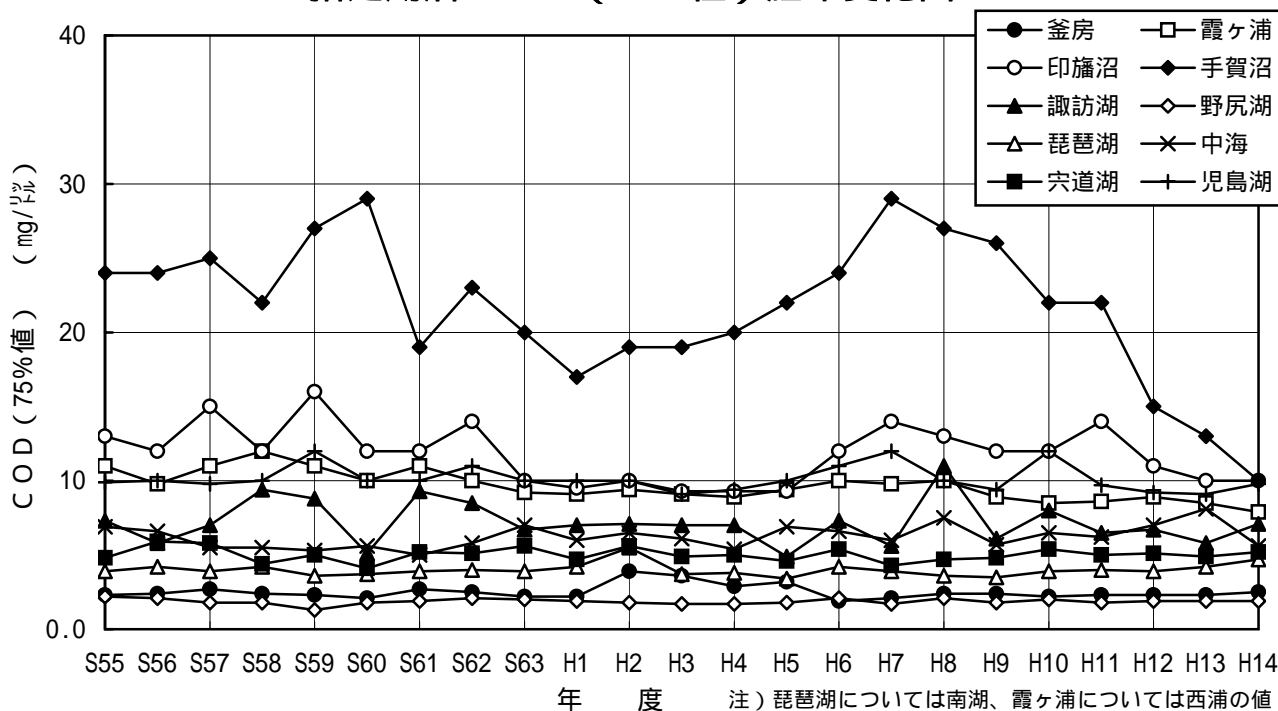
# 湖沼水質保全特別措置法に基づく10指定湖沼位置図



## 湖沼水質保全計画策定状況一覧

湖沼名	計 画 時 期 ( 年 度 )																						
	昭 和				平 成																		
	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
霞ヶ浦 印旛沼 手賀沼 琵琶湖 児島湖					← 第1期 →				← 第2期 →				← 第3期 →				← 第4期 →						
釜房ダム貯水池 諏訪湖					← 第1期 →				← 第2期 →				← 第3期 →				← 第4期 →						
中海 宍道湖					← 第1期 →				← 第2期 →				← 第3期 →				← 第4期 →						
野尻湖									← 第1期 →				← 第2期 →				← 第3期 →						

### 指定湖沼COD(75%値)経年変化図



指定湖沼の水質状況の推移(過去10年間)  
(上段:COD75%値、下段:COD年間平均値)(単位 mg/l)

湖沼	年度	類型	年度									
			5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
釜房貯水池	A	A	3.2	1.9	2.2	2.4	2.6	2.3	2.3	2.3	2.3	2.5
			2.7	1.9	2.3	2.2	2.4	2.1	2.0	1.9	2.0	2.1
霞ヶ浦	(西浦)	A	9	10	9.8	10.0	9.2	8.5	8.6	8.9	8.5	7.8
			8.4	8.7	9.0	8.9	8.6	7.6	7.7	7.6	7.7	7.3
	(北浦)	A	8.9	8.8	8.2	8.7	8.6	8.6	8.6	9.5	9.3	8.7
(常陸利根川)	A	8.1	8.0	7.4	7.4	7.9	8.0	8.1	9.2	8.5	7.8	
		8.6	9.1	8.4	8.8	9.0	9.1	7.6	8.8	8.9	8.4	
	A	8.1	8.4	8.1	8.0	8.5	8.6	7.4	8.3	8.2	7.8	
		9.3	12	14	13	12	12	14	11	10	10	
印旛沼	A	8.2	11	12	11	11	10	12.0	10.0	9.5	9.1	
		22	24	29	27	26	22	22	15	13	10	
手賀沼	B	18	21	25	24	23	19	18	14.0	11.0	8.2	
		4.9	7.3	5.7	11.0	6.1	8.0	6.5	7.1	5.8	7.1	
諏訪湖	A	4.1	7.6	5.1	7.1	5.3	7.2	5.5	6.0	5.7	5.2	
		1.8	2.1	1.7	2.1	1.8	2.0	1.8	2.1	1.9	1.9	
野尻湖	A	1.4	1.7	1.4	1.8	1.5	1.8	1.7	1.8	1.5	1.7	
		(北湖)	A	2.5	2.9	3.0	2.8	2.8	3.2	2.9	3.0	2.9
2.3	2.5			2.5	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6	2.7	
琵琶湖	A	3.4	4.2	3.9	3.6	3.5	3.9	4.0	3.9	4.2	4.7	
		2.8	3.3	3.1	3.0	3.0	3.0	3.3	3.2	3.1	3.4	
中海	A	6.9	6.6	6.0	7.5	5.7	6.7	6.2	7.0	8.1	5.6	
		4.5	4.7	4.3	4.7	4.8	5.0	4.5	5.0	5.0	4.3	
穴道湖	A	4.6	5.6	4.6	4.7	4.8	5.3	5.0	5.1	4.9	5.2	
		3.9	4.9	3.9	4.2	4.4	4.7	4.6	4.5	4.4	4.6	
児島湖	B	10	11	12.0	10	9.4	12.0	9.7	9.2	9.1	9.8	
		8.8	10.0	11.0	9.2	8.5	9.9	8.5	8.2	8.3	8.9	

(備考1) 75%値は各環境基準点の75%値のうち最高値、年間平均値は各環境基準点の年間平均値の全地点平均値を記載した。

(備考2) COD75%値に対する水質環境基準 A A類型: 1mg/l A類型: 3mg/l B類型: 5mg/l

総務省「湖沼の水環境の保全に関する政策評価」について  
平成16年8月3日 総務省より通知  
通知先：農林水産省、国土交通省、環境省

評価の観点

湖沼水質保全政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から一括して、全体として評価

政策評価の結果及び意見

(評価の結果)

これまでの湖沼水質保全政策に係る各種施策の推進に伴い、湖沼の流域から排出される汚濁負荷量は削減され、水質汚濁の進行を抑制し、一部湖沼では水質の改善が見られるなど一定程度の効果は認められる。

しかし、湖沼法の施行から20年、また、各指定湖沼の指定から相当期間が経過しているにもかかわらず、政策目標である水質環境基準や湖沼水質保全計画の水質目標は大半の湖沼において未達成であるなど、湖沼の水質に顕著な改善はみられず、総体として、期待される効果が発現しているとは認められない。

(意見)

関係行政機関においては、次の課題について十分配慮し、今後の湖沼水質保全政策の推進を図ることが必要である。

- 1 水質汚濁の機構の解明及び各種発生源からの汚濁負荷の的確な把握の推進を図ること。
- 2 湖沼水質保全計画の適切な策定及び同計画に基づく各種施策の着実な実施の推進を図ること。
- 3 各種施策の推進に当たって、
  - (1) 有効な非特定汚染源対策の検討及び着実な実施の推進を図ること。
  - (2) 污水处理施設に係る接続の推進、高度処理化などについて、なお一層推進を図ること。
- 4 排出量取引などの経済的手法等の新たな政策手段の導入に向けた検討の推進を図ること。